

## 特殊貨物船舶運送規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 穀類積載図の承認
- ② 手続根拠 : 特殊貨物船舶運送規則第15条
- ③ 手続対象者 : 承認を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 承認を受けようとする場合
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : 特殊貨物船舶運送規則第33条
- ⑦ 添付書類・部数 : 穀類積載図等  
(最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 穀類積載図承認申請書(第2号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特殊貨物船舶運送規則
- ② 標準処理期間 : 30日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

第2号様式

穀類積載区承認申請書

殿  
年 月 日

申請者の氏名又  
は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第15条第1項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶番号	船舶所有者の氏名又は名称及び住所
穀類の種類		穀類の積付率

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。